

海外婦人労働資料第三七号
一九五二年一月

フランスにおける家事使用人に
適用される団体協約

労働省婦人少年局

は し が き

これは国務労働事務局によつて「産業と労働」へ第六巻・第二号 一九五一年一月一日発行への掲載された「フランスにおける家事使用人に適用される団体協約」へ（"Collective Agreement Applying to Domestic Workers in France"）の複製でフランスにおける家事使用人の団体協約の概要を紹介したものです。

フランスに於ける家事使用人に適用される団体協約

一九五一年六月一日家事使用人に適用される団体協約がフランスにおいて締結された。この協約はこの種の労働者に適用のある協約のうち全国的最良を待つものとしては最初のもので、後者の重要な問題について詳細に觸れてゐる。先づ最初はこの協約は次のような事実を認める。即ち家事使用人は雇用主と同一家庭内で起居し、従つて或程度その家庭生活と共にするものであるから、雇用主と労働者の関係において通常見られる特殊な性格がこの雇用関係について生じて来るものである。以下述べる分析により、当事務局の協約の基礎となる基準の一般概念を知ることが出来る。（註一）

この協約で「家事使用人」とは家事労働に従事するすべての賃金所得者、即ち報酬の形態又は期間を問わず、金銭的利益取得以外の目的を以て雇用する一人又は二人以上の雇用主のために常時家事労働に従事するすべての者という。

この協約は全日制雇用（Full-time employment）の雇用主とその労働者の間の労働契約はすべて文書により労働条件を明示すべきことを定めてゐる。試用期間が確定した雇用の以前に設けられる。家事使用人が一五才未満の年少者の居る家庭で労働する場合においては、家事労働に従事する前に身体検査を受けなければならぬ。契約解除の条件へ解雇告知及び解雇手続及び雇用主の契約解除を正当化し得ない解雇理由が定められてゐる。

労働時間 週休 年次休暇

この協約は一日の労働時間を次の通り制限してゐる。一日の休憩時間は一時間とし、そのうち最低限第一の時間が夜間の休養のために与えられる。この一二時間に加えて食事時間として更に二時間与えらる。

られ、この食事は家事使用人が生つて干渉を受けずに取れるようにしなけれならぬ。原則として家事労働は午前七時から午後九時まで上制限される。最長一〇時間の時間外労働が一ヶ月につき認められるが、これはこの協約に規定する基準に依り、現金給与又は完全な休憩時間により補償されなければならぬ。毎週連続二回毎週の休日が与えられる。この休日は原則として日曜日と金土日とを合み土曜日の夕刻から月曜日の朝迄とする。法定国民休日はまた休日として与えられるであらう。但しこれらの條項は相互の契約によつて或る程度まで修正することが出来る。

家事使用人は年次休暇について、は商工業労働者に適用される規則が準用され、この点に關する家事使用人の権利はこの団体協約において保護し述べられてゐる。

賃金

この団体協約は取務分類表を告いでゐる。各取務部門には一〇〇へすまでの種類の各取、取額の毎時子守から一八五へ自動車の維持修理及び庭園の修理を行つた家事用賃取手までの表示番号が附されてゐる。この協約はこの表示に従ひ各取務部門の月給給与額、及び表示番号一〇〇を指令の定める最低保証賃金額と同様に協定して、階級別労働者に対する賃金額を定めてゐる。住居及び食事等の現物給付の価格は上に規定された賃金から差引かれる。

この協約は雇用又は解雇の際支払われるべき旅費、地域による賃金差及び一八才未満の労働者及び身体に故障ある労働者の賃金差を定めてゐる。この協約はまた勤続手当の率を定めてゐる。労働者一〇年につき月給給与協定の一〇％。

労働者が疾病に罹つた場合は、社会保険による給付を下廻らない賃金及び現物給付を一ヶ月勤続後は五日間、五年勤続後は一ヶ月の間同受けることが出来る。健康及び生活のための給付

この協約は住居、食事、飲料、リネン及び衣類等の給付に關し定められるべき或種の基準を規定してゐる。

厚生保護

總計八回毎の出産休暇を規定し、分娩後六週間母子の雇用を禁止してゐる労働者の保護は家事使用人に適用された、又法律の規定するところに従ひ出産のため休業したこと又は妊娠を理由にして雇用主は労働契約を解除できないことと定められてゐる。

年少労働者

一八才未満の年少労働者は特別の保護の適用を受け、その労働時間は一週四八時間を超えられない。即ちその労働時間は一日八時間、午前八時から午後九時迄とし、そのうち食事のため二時間及び休憩のため三時間を与えられる。労働者の指示のため雇用された労働者は労働時間に含まれる。年少労働者は困難な仕事又は幼児、病人、老人の世話のための夜間勤務に就かせてはならぬ。年少労働者はその親族者又は後見人の同意を得た後に午後五時以降勤務させてはならぬ。

職業訓練

この団体協約は雇用主が一八才以上の一八才未満の年少者の職業訓練について規定を定めるべきことと定めてゐる。雇用主は一八才未満の年少者の法定代理人と提携契約を結ぶことが出来る。提携契約に關する労働法の規定は家事労働者に適用されるに依り、地方合同委員会がこれを地方の実情に適應させる。今後進歩する年少労働者は提携契約を結んでゐると否とを問はず、地方において与えられる職業訓練を受けなければならぬ。技術教育機関が家事労働者に能力証明書を発行し、若し地方においては、地方合同委員会がその実情に依りてかかる証明書を発行する権限が与えられる。

労資合同委員会

常設國家合同委員会が設立され、団体協約の適用の監督、その條項の解説、必要を改正、國家機關及び其の属するすべての關係団体に対する家事使用人の利益保護の任に當る。この委員会は最長八人の委員、即ち団体協約を締結した各団体の代表二人により構成される。常設地方合同委員会は各地方の事情に特徴を附

贈を核討し、殊に団体協約を地方的慣習に適合せしめる。當該國家合同委員會が設立された場合は団体協約の定めに従い、(a)雇用主と労働者の労働契約の基礎条件、(b)雇用主が一八才未満の労働者の法定代理人と締結するモデル徒弟契約起草にあたる。

紛争の解決

団体の間の紛争は合同委員會に提訴しなければならぬ。合同委員會が紛争を解決し得ない場合は調停委員を任命する。この調停委員の決定は当事者を拘束する。この調停委員は合同委員會が予め承認した名義のうちから選定される。個人間の紛争の場合はこの団体協約の締結者は労働法により規定されているところに従い、仲裁委員會の管轄権をすべての種類の家事使用人に及ぼすことを公共機関に申請することについて意見の一致を要す。但し紛争を仲裁委員會に提訴するに先立ち、双方合同委員會が紛争解決の試みをとるべきはならない。

（注）この協約の締結当事者は次の通りである。

家事使用人団体連盟、家事使用人労働組合、連合フランスキリスト教家事使用人組合、総労働連合へC、G・T、食品家事使用人組合、総労働連合家事使用人労働組合、総労働連合食品商工業労働組合。